

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第 1 4 2 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会		
事務局 (担当課)	総務局情報公開・文書管理課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)		
開催日時	令和 6 年 3 月 2 2 日 (金) 午後 1 時 4 0 分から午後 3 時 1 0 分まで		
開催場所	W e b 会議		
出席者	委員	1 2 人 (別紙のとおり)	
	その他	0 人	
	事務局	4 人 (情報公開・文書管理課長、同総括副主幹、同主任 2 名)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由	—		
会議次第	<p>議 題</p> <p>1 第 1 4 1 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</p> <p>2 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告)</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文書管理部会からの報告 ・特定個人情報保護評価専門部会からの報告 ・目的外利用・オンライン結合の取扱いについて (報告) ・行政機関等匿名加工情報の提供について (報告) 		

主な内容は次のとおり

- 1 第141回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について
第141回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録（案）について、承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。
- 2 保有個人情報取扱事務の登録等について（報告）
事務局からの報告を行い、質疑応答はなかった。
- 3 その他
 - ・公文書管理部会からの報告
部会長が不在のため、副部会長から報告の後、事務局が補足説明を行い、質疑応答が行われた。

(松嶋委員) 資料の30ページであるが、公文書の保管状況等に関する実地調査で確認した文書について、現在は廃止されている永年保存の表紙のまま保管されている文書や、文書が入りきらず増設した棚やコンテナが置かれ、危険な状態だったという事例が写真とともに紹介されているが、例えばキャビネットを活用させるなど、改善命令や指導は行われるか。
(事務局) 本市は公文書監理官という専門の職を配置しており、公文書監理官から指摘だけでなく、改善に向けた助言やその改善後の報告についても求めている。雑然と置かれた文書については、必要な文書とそうでない文書をしっかりと整理して、必要なキャビネット等に収納や、整理整頓するように求めている。
(松嶋委員) 助言や指導後にその結果をチェックしないと本当に整理されたかが分からない。その結果を報告してほしい。
(会長) 結果報告については、直近ではないと思うが、機会を見て報告をお願いします。
(中山委員) 資料の15ページであるが、令和5年度に保存期間が満了する廃棄公文書目録数について、一番上の行にある、3年、5年、7年、10年、30年は保存期間のことか。
(事務局) そのとおりである。
(中山委員) 保存期間の根拠は、法令などに定めがあるのか。
(事務局) 3年、5年、10年、30年については、条例で定めている期間である。7年、15年は法令で定めている期間である。
(中山委員) 条例名を教えてください。
(事務局) 相模原市公文書管理条例である。
(中山委員) 保存期間の年数の記載もあるか。
(事務局) 保存期間年限ごとに分類されており、年数の記載もある。
(中山委員) 30年という長期間の年数もあるが、これも条例で定めているのか。
(事務局) そのとおりである。30年の保存期間が長いほど重要な公文書であり、例えば市の総合計画や基本計画に関する文書、特に重要な事務事業の計画に関する文書がある。
(中山委員) 30年保存できる状態で保管されているのか。

(事務局) 長期間保存する文書は、外部の厳重な倉庫等も活用しながら保存をしている。

(中山委員) 保存期間が30年となると、紙が保存に耐え切れない状態になる可能性がある。どのような保存状態となっているのか。

(事務局) 30年保存文書の内、歴史的公文書になる文書については、紙の劣化に備えて電子化し、DVDとしても保存している。

・特定個人情報保護評価専門部会からの報告

事務局からの概要説明及び会長からの報告の後、質疑応答が行われた。

(中山委員) 資料の49ページであるが、相模原市の特定個人情報保護評価について、この事務にかかる根拠条例はあるか。

(事務局) 条例ではなく、法律にある。

(中山委員) 法律の名前は何というのか。

(事務局) 番号法、一般にマイナンバー法と呼ばれている。

・目的外利用・オンライン結合の取扱いについて(報告)

事務局からの報告を行い、質疑応答が行われた。

(中山委員) 資料の58ページであるが、保有個人情報の目的外利用・提供に係る協議結果一覧について、個人情報の利用については、当初目的外利用について想定できなかったのか。

(事務局) 当初の収集する目的には、目的外利用で利用する目的が含まれていなかった。

そのため、別の目的として使う場合には法改正前は、この審議会に諮問していたが、法改正後は審議会への諮問ができなくなり、検討会議で検討している。

(中山委員) 質問は手続きの話ではなく、利用目的の特定は最初に十分検討されるべきものであるが、それがなされなかったのか。

(事務局) 担当課としては、目的を限って収集していたが、時代の流れやシステムを使って事務をする中で、市が保有している情報があるのであれば、相当の理由により、目的外利用・提供が認められるような形で収集していく。

(中山委員) 質問を何度も繰り返すが、担当部局ではないので、分からないかもしれないが、そもそもの利用目的を検討する際、検討が不十分ではなかったのか。

(会長) これは推量になるが、58ページ2の生活保護制度利用者等健康診査事業については、健康診査をするのが目的とあるが、まず生活保護制度の利用申請時に、個人情報を収集している。申請時には健康診査をするかの検討はなく個人情報を収集したが、健康審査を実施するときに、健康診査についての個人情報の利用はそもそもの収集の目的に当てはまらないので、目的外利用ということか。

(事務局) 健康診断を受診することは以前からあり、その結果は本人に伝えていたが、その情報をそのまま医療機関等に提供することは、これまでの制度では考えられていなかった。

(会長) もう一度個人情報を収集してもよいが、収集するのが煩雑なため、既存の情報を利用するということか。

(事務局) 生活保護受給者が健診を受診した後、健診の情報を、健康管理のために、目的外利用

として、医療機関や薬局などがより広く使っていくということである。本人同意をもって、本人から直接医療機関に提供するのが今までの流れであったが、本人の同意が得られている場合には、このような目的外利用・提供が、システムを通してなされることになる。

(中山委員) そもそも本人が同意したものから利用内容が変わるため、それが目的外利用を行う時に分かるようになってきているのか。当初の検討時に十分な検討を行うことは重要なことであり、この発言を会議録に記録していただきたい。

(松嶋委員) 利用目的の特定はきちんと検討すべき話である。当初において十分な検討がなされているか気になった。

・行政機関等匿名加工情報の提供について（報告）

事務局からの報告を行い、質疑応答が行われた。

(会長) 匿名加工情報を受け取るD e S Cヘルスケア株式会社は特段の問題はないと思うが、匿名化前の情報を渡す株式会社アグレックスについては、加工前の情報を渡すため、市民が一番心配に思う。入札や誓約書などの手続きは適切に行われていると思うが、資料の63ページ(3)匿名加工情報の受領の※印の記載については、もう少し丁寧な記載があった方がよい。

(事務局) 資料の63ページ(3)の※印「個人情報の取扱いに関する特記事項」についてだが、責任者や作業場所の報告など、必ず書類の提出を求めており、すでに提出されている。その他、作業後の定期報告や、場合によっては実地監査も行う場合がある。また、今回の入札は指名競争入札となっており、事前に入札業者に対して、どのような安全管理措置を行っているかや研修が実施されているか等の内容についても、聞き取りをしている。それらを踏まえ、安全性がある業者に対して、指名競争入札を行っている。

(会長) 例えば、特定個人情報保護評価の第三者点検の場合、受託業者に対しては誓約書を提出させ、違反があった場合に違約金が発生することを記載するようになったと記憶している。資料の63ページ(3)の※印の記載のみでは、誓約書のことや、個人情報を流出させた場合に、どのような違約金が発生するかなどの記載がない。また、監査についてもどのような監査が行われるのか分からない。市民にとってリスクがあるのは受託業者へのデータの引き渡しについてであるため、もう少し詳しい記載が望ましい。

(松嶋委員) 同様の箇所であるが、ペナルティの金額などの記載がなく、個人情報が流出した場合の調査体制についても分からないし、その場合の市民への報告方法なども分からない。その記載は重要である。

(戸室委員) 資料の63ページ(3)に、「市は、受託業者から作成した匿名加工情報を受領し、仕様書どおりに匿名加工作業が行われていることを確認する。」とあるが、市のどの機関が確認するのか。もしDX推進課が確認する場合、受託業者にデータを渡す前に少し手を加えることはできないか。

(事務局) システムからのデータの抽出は、担当課である国保年金課と介護保険課が行う。匿名加工作業については、高度な技術を有する専門業者に委託するのが間違いないと考えている。

(戸室委員) 1社で作業が完結するのなら、考え方によっては、個人情報を自由に扱われてしまう。

(会長) 匿名加工情報の提案の募集については市ホームページに掲載があるのは確認しているが、DeSCヘルスケア株式会社から提案があり、匿名加工作業の作成業者が株式会社アグレックスであることについては、公表されるのか。

(事務局) 市ホームページに公表している個人情報ファイル簿に、匿名加工した情報は必ず記載することになっている。また、市ホームページにもこの情報については匿名加工を行っていると掲載する予定である。

(会長) 市民にとっては、自分たちのデータが市から、市以外に出るわけであるから、分かりやすく公表するべきであると思う。個人情報ファイル簿のみの記載だけでなく、別項目で匿名加工情報として提供した情報として公表できたらいいのではないか。市民への公表についても重要である。

(事務局) 会長や委員のご指摘のとおり、個人情報の預かり証や、確証書類をきちんと確認したうえで、実地検査の有無を判断することや、匿名加工情報の公表についても重要な情報を取り扱っているため、適切に公表していくよう対応していく。

(会長) 契約の締結が令和6年3月12日とある。受託業者との契約も終わっているか。

(事務局) そのとおりである。

(会長) そうであると、今から契約書にペナルティを盛り込むことはできないということか。

(事務局) 契約書には、目的物が滅失や毀損した場合の危険負担などの定めがあり、その場合は受注者が負担するとしている。

(会長) この報告についての審議会の位置づけはどうなっているか。提供したことを承知しておくだけか。または、答申ではないが、意見を出すべきなのか。

(事務局) 今回は報告だけであるが、今後の事務がよりよいものになるよう、意見をいただきたい。

(会長) 今回は契約が締結されているので、そのことについては変更等ができないが、市民への公表についてはお願いしたい。

(松嶋委員) 監査については、事前に予告してから行うのか。それとも抜き打ちで行うのか。また、監査は市が行うのか。それとも当審議会が行うことはあるのか。

(事務局) 委託者と受注者の関係であるので、特記事項で監査を行うと定めがあるため、審議会ではなくて市が監査を行う。

(松嶋委員) 受託業者のレベルに市は追いついているのか。

(事務局) 受託業者がどのような形で作業を行うかについては、逐次報告を受けており、それを承知した上で作業を進めていただいている。システムに関することはDX推進課と協力して行うことも考えている。

(中山委員) 受託業者のホームページで公表しているプライバシーマークの有効期限が2月12日となっている。期限が切れているのではないか。個人情報の取扱いについて疑問が生じる。

(事務局) 確認する。

(会長) 資料について、受託業者の住所など、情報の丁寧な記載をお願いしたい。

(松嶋委員) 新人の委員については、どこかで対面でのレクチャーをしていただきたい。

(会長) そのようにする。

次回の審議会については、開催が必要になったときに改めて日程を調整することを伝えた。

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和6年3月22日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部教授	出席	会長
2	土田 伸也	中央大学大学院法務研究科教授	欠席	副会長
3	岩谷 房雄	相模原商工会議所常議員、2号議員	出席	
4	坂口 貴弘	創価大学池田大作記念創価教育研究所講師	出席	
5	清水 善仁	中央大学文学部准教授	出席	
6	下重 直樹	学習院大学大学院人文科学研究科准教授	出席	
7	慎 祥揆	東海大学情報理工学部准教授	出席	
8	寺田 麻佑	一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授	出席	
9	戸室 寛	公募委員	出席	
10	中西 知子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席	
11	中山 幸雄	公募委員	出席	
12	松浦 薫	弁護士	出席	
13	松嶋 保和	相模原市自治会連合会理事	出席	

任期は令和7年6月30日まで